

甘楽町地域包括支援センター 業務継続計画（BCP）

令和 7 年 4 月

1 総論

(1) 計画の趣旨

甘楽町地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地震や台風などの大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症の拡大において、非常時の対策業務を実施する一方で、センターとして、高齢者に必要なサービスや支援を提供できるよう、通常業務を継続できる体制を構築しておくことが重要である。

本計画は「甘楽町地域防災計画（平成30年2月）」並びに「甘楽町業務継続計画（平成29年12月）」及び「甘楽町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年10月）」を基本とした上で、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順などを定めることにより、当該状況下においても、適切な業務執行を行うことができるようにするための計画である。

(2) 基本方針

本計画に定める基本方針は次のとおりとする。

- ア 高齢者の安全確保 迅速な安否確認により高齢者の生命、身体の安全を確保する。
- イ サービスの継続 高齢者の生活維持に及ぼす影響が最小限になるよう、サービスの調整を図る。
- ウ 職員の安全確保 「甘楽町地域防災計画」並びに「甘楽町業務継続計画」及び「甘楽町新型インフルエンザ等対策行動計画」に沿って、センターの人員体制の調整を図るとともに、職員の安全、生活の維持に配慮する。

(3) 対象

本計画の適用範囲は、センターが実施している全ての業務とする。

2 非常時の執行体制

本計画は甘楽町地域防災計画で定める対策本部の設置により自動的に発動することとする。

(1) 職員の参集体制

災害時における勤務時間外の参集体制は、甘楽町地域防災計画に記載のとおりとする。

(2) 対応拠点

にこにこ甘楽を拠点とし、災害の状況に応じて、町の指示により設置する。

(3) 安否確認

利用契約者及び災害時避難行動要支援者リストに基づく安否確認が必要な人に、速やかに安否確認を行い、管理者に報告する。

災害の状況に応じて可能な範囲で個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災状況により状態悪化が懸念される高齢者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係者と調整を行う。また居宅介護支援事業所を通じて、委託利用者の状況を把握し、必要に応じて連携し、支援を行う。

3 業務の区分

業務の優先順位は、甘楽町業務継続計画等に位置付けられた、優先業務の順位付けに従うものとした上で、センター独自の業務についての次のとおり整理する。

優先度	内 容	業 務
S 優先業務	災害や感染症への対応業務	・ 要支援高齢者の安否確認 ・ 生活維持に向けた関連業務 ・ 新型インフルエンザ等対応関連業務
A 継続業務	高齢者の生活やセンターの運営を維持するために、縮小や休止ができない業務	・ 総合相談業務 ・ 権利擁護業務
B 縮小業務	高齢者の生活やセンターの運営を維持するために、継続する必要があるものの、取組の簡素化や規模の縮小が可能である業務	・ 介護予防ケアマネジメント業務 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 認知症総合支援事業 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業
C 休止業務	休止や延期をしても、高齢者の生活やセンターの運営に大きな影響を及ぼさない業務	・ 一般介護予防事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント業務 ・ 任意事業（家族介護者教室など）

4 その他の取り組み

（１）連絡体制の構築

ア 高齢者や家族との連絡体制

緊急時の連絡先など利用者基本情報に記載し、関係者と事前に共有しておく。

イ 職員間の連絡体制

甘楽町が指定する情報伝達ツールの活用等で、緊急時に早急に連絡できる手段を平常時から整備する。

ウ 関係機関との連絡体制

被害の状況や必要な支援について、居宅サービス事業所や地域の関係者と共有できるよう、情報伝達手段をあらかじめ決めておく。（介護サービス事業所災害支援ネットワーク等の活用）

（２）研修会等の実施

本計画に基づき、研修会及び訓練を年１回以上実施する。

（３）本計画の検証・見直し

本計画は「甘楽町地域防災計画（平成 30 年 2 月）」並びに「甘楽町業務継続計画（平成 29 年 12 月）」及び「甘楽町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 10 月）」を参考に、定期的に検証や見直しを行うこととする。

附則

本計画は、令和7年4月1日から施行する。